平成 24 年３月１日

各　　位

会 社 名 株式会社 ミック経済研究所
代表者名 代表取締役社長　有賀 章
（銘柄・コード　3759）
問合せ先
役職・氏名　総務部長　阿萬 進
電話　03－5443－2991

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款一部変更に関して下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、当社定款の一部を以下の要領で変更することとする議案を、平成 24 年３月 28 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に上程することと致しました。

１．変更の理由

グリーンシート銘柄としての取扱いが廃止されることを意図して、関連する現行定款の一部を改訂するものであります。当社といたしましては、事業戦略上、現時点ではプライベートカンパニーになることを選択いたしました。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙「定款一部変更案新旧対照表」に記載のとおりです。

３．今後の見通し

株式の譲渡に制限を設けることは、日本証券業協会の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第 36 条第５項第９号において規定されているグリーンシート銘柄指定の取消事由に該当します。そのため、当該議案が株主総会において承認された場合、当社の取扱証券会社から日本証券業協会に対して、指定取消しの届出が行われることになり、翌月の応答する日の翌日に当社株式のグリーンシート銘柄としての指定が取消されることになります。

以　上

（別紙）定款一部変更案新旧対照表

（変更箇所は下線部で表示）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 なお、監査役の権限については、会計監査に限定するものとする。
第５条～第６条　（条文省略）	第５条～第６条　（現行どおり）
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式にかかる株券を発行する。	（株券の不発行） 第７条　当会社は、株式にかかる株券を発行しない。
（株主名簿管理人） 第８条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	削　除
新　設	（株式の譲渡制限） 第８条　当会社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。
新　設	（相続人等に対する売渡しの請求） 第９条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
新　設	（株式の割当てを受ける権利等の決定） 第10条　当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。
第9条～第19条　（条文省略）	第11条～第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第20条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第21条～第29条　（条文省略）	第23条～第31条　（現行どおり）
第７章　情報	削　除
（情報開示） 第30条　当会社は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄（エマージング区分）として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期限までに作成する。	削　除
新　設	（附則）本定款の変更は、平成24年５月31日に効力発生するものとする。 なお、本附則は、平成24年５月31日に削除する。

以　上